

鹿屋市告示第 138 号

鹿屋市集会施設無償譲渡促進事業費補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市集会施設無償譲渡促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市公共施設等総合管理計画に定める公共施設等個別計画の方針に基づき、集会施設の譲渡を受ける認可地縁団体に対し、当該集会施設の改修に要する経費の一部を助成することにより、集会施設の認可地縁団体への無償譲渡の促進を図るため、予算の範囲内で鹿屋市集会施設無償譲渡促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設 市の普通財産のうち地域住民が現に集会施設として利用している施設又は今後集会施設として利用することを予定としているもの
- (2) 認可地縁団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。
- (3) 補助対象年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
- (4) 改修費 集会施設の建物本体及び付帯設備の改修等に係る費用であって、次に掲げるものを除いたものをいう。
 - ア 集会施設の外回りに関する費用
 - イ 備品等の購入費用
 - ウ 耐震診断及び耐震改修に要する費用

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、集会施設の無償譲渡を受ける認可地縁団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表各号により算定した額の合計額とする。
- 3 補助金の額を算出する場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費は、補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 改修の工事内容を示す平面図及びその他の図面
- (4) 現状写真
- (5) 工事費内訳書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（別記第2号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事工程写真及び完了写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により補助事業者に通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

(1) 修繕費

補助対象経費	補助額
屋根、外壁等の建物の主要部位、給排水設備、空調設備、照明設備等の主要設備修繕に要する経費	当該施設を市が解体した場合に要する経費の2分の1以内に相当する額。ただし、500万円を限度とする。

(2) 環境整備費

補助対象経費	建物の延床面積による区分	補助額
バリアフリー化など施設の機能向上を含む改修に係る経費	延床面積150㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、75万円を限度とする。
	延床面積150㎡以上200㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、100万円を限度とする。
	延床面積200㎡以上250㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、125万円を限度とする。
	延床面積250㎡以上	補助対象経費に相当する額。ただし、150万円を限度とする。

(3) 空調整備費

補助対象経費	建物の延床面積による区分	限度額
空調設備の新設又は第 1 号に定める空調設備が修繕できない場合の設置に係る経費	延床面積150㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、120万円を限度とする。
	延床面積150㎡以上200㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、170万円を限度とする。
	延床面積200㎡以上250㎡未満	補助対象経費に相当する額。ただし、220万円を限度とする。
	延床面積250㎡以上	補助対象経費に相当する額。ただし、270万円を限度とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

事業計画書

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 団体名
代表者氏名
電話番号

次のとおり、集会施設を改修したいので、鹿屋市集会施設無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 集会施設の名称
- 2 予定改修費用 円
- 3 着工予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書（別記第2号様式）
 - (2) 改修の工事内容を示す平面図及びその他の図面
 - (3) 現状写真
 - (4) 工事費内訳書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）

收支予算書（収支精算書）

1 収入の部

(単位 円)

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
その他					
計					

2 支出の部

(単位 円)

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備考
			増	減	
計					